

動薬協会発 116号  
平成24年4月19日

社団法人日本動物用医薬品協会  
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会  
理事長 岡本 雄平  
(公印省略)

家畜飼養農場において家畜の死亡率が増加した場合における家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定による届出の徹底について（協力依頼）

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。  
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長より通知がありましたのでお知らせします。

写

24消安第201号  
平成24年4月11日

社団法人 日本動物用医薬品協会会長 殿  
特例社団法人 全国動物薬品器材協会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

家きん飼養農場において家きんの死亡率が増加した場合における家畜伝染病  
予防法第13条の2第1項の規定による届出の徹底について（協力依頼）

日頃から、家畜衛生行政の推進に多大な御協力を頂いていることに対しまして、感謝申し上げます。

国内の家きん飼養農場における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策としては、異状発生時の早期発見が極めて重要です。このため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第13条の2第1項においては、家きん舎内の1日当たりの死亡率が、過去3週間の平均死亡率の2倍以上となったことを発見した獣医師又は当該家きんの所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととされております。

ところが、先般、国内の大規模養鶏農場において、ひなの導入後に死亡率が急増し、法第13条の2第1項の規定による届出の要件を満たしたにもかかわらず、自ら高病原性鳥インフルエンザの簡易検査を行って陰性であったことに加え、本病以外の要因による死亡を疑い、複数の検査機関に検査を依頼したことにより、都道府県への届出が遅れた事例がありました。こうした行為は、万一の本病発生の発見の遅れにつながるものであり、極めて不適切なものです。

一方、今後も、今回の事例のように、飼養家きんについて死亡率が急増した農場が、その原因を明らかにするため、家きんの疾病に関する検査を行っている家畜保健衛生所以外の検査機関や施設に検査を依頼することが想定されます。

つきましては、貴会会員が農場等から家きんの疾病の診断又は検査の依頼を受けた場合には、依頼元農場に対し、当該農場において法第13条の2第1項の規定による届出の要件を満たす死亡率の増加が認められていないことを御確認いただきますよう、貴会会員に周知方お願い申し上げます。また、当該要件を満たす死亡率の増加が判明した場合には、当該農場に対し、都道府県に届け出る必要がある旨をお話いただくとともに、具体的な対応等について、当該機関・施設を管轄する都道府県に御相談いただくよう、併せて貴会会員に周知願います。

一定の症状の内容

1. 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合

次の①～③のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
① 次のいずれにも該当すること。 イ 摂氏39.0度以上の発熱があること。 □ 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があること。 ハ 口腔内等（※）に水疱等（※）があること。  ※ 鹿の場合は、イ・ハに該当すること。	
② 同一の畜房内（1の畜房につき1の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。	□蹄疫
③ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1の畜房につき1の哺乳畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。  ※ ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等□蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。	

※ 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※ 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。）

2. 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合

次の①・②のいずれかの症状を呈していること。

症状	備考（対象とする家畜伝染病）
<p>① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（※）における平均の家きんの死亡率の2倍以上となること。</p> <p>※ ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らか場合は、この限りでない。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ</p>
<p>② 家きんに対して動物用生物学的製剤（薬事法上の承認を受けたもの）を使用した場合において、当該家きんにA型インフルエンザウイルスの抗原又はA型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認されること。</p>	<p>高病原性鳥インフルエンザ 又は 低病原性鳥インフルエンザ</p>

※ 対象期間…その日から遡って21日間をいう。

ただし、当該期間中に家畜の伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合は、これらの日を除く通算21日間とする。